

平成 23 年 11 月 30 日

情報通信審議会  
電気通信事業政策部会長 殿

郵便番号 100-0005  
(ふりがな) とうきょうとちよだくまるのうち  
住 所 東京都千代田区丸の内 1-8-1  
(ふりがな)  
氏 名 ジェイコムグループ<sup>だいはう</sup>代表  
かぶしきがいしゃ  
株式会社ジュピターテレコム  
  
だいはうとりしまりやくしやちよう もり しゅういち  
代表取締役社長 森 修一

「ブロードバンド普及促進のための環境整備の在り方」答申（案）に関し、別紙のとおり意見を提出します。（文中では敬称を省略しております。）

本意見書に関する連絡先  
株式会社ジュピターテレコム  
電話番号  
電子メールアドレス：

編	章		具体的内容
第1編 電話網からIP 網への円滑な移 行の在り方につ いて	第1章 はじめに		<p>PSTNからIP網への移行は国民生活に相当の影響を与える事項です。このため、特定事業者のみではなく、関係する全事業者並びに監督官庁が参加し協議実施することが業界の信頼を保つ方法と考えます。</p> <p>このため、PSTNからIP網への移行に伴うさまざまな課題を検討するため、まずはNTT東西より具体的な移行に関する計画の詳細情報を公表し、全ての事業者と協議を行ない実施する必要があると考えます。特にお客様に多大な影響を及ぼすアクセス回線に係わる移行スケジュールは未だ公開されていないため、早々の開示が必須と考えます。</p> <p>また、お客様、接続事業者が追加負担を行うことなくサービスを継続できる環境を実現すべきです。</p>
	第4章 NGNにおける競争環境の整備		<p>ブロードバンドの普及促進の実現にはまずは設備競争の活性化を促進するための各種ルールの整備を推進することが必要です。</p> <p>よって、サービス競争におけるNGN上の新たなアンバンドルについては自らの設備による競争を損なわないよう十分に留意し、行き過ぎたアンバンドル化は行わないよう慎重な検討が必要と考えます。</p>
第2編 ブロードバンド 普及促進のため の競争政策の 在り方について	第2章 NGNのオープン 化によるサービス 競争の促進		

		<p>3 アクセス回線におけるサービス競争の現状</p>	<p>分岐回線単位の接続料及びその種類の検討については、現時点では課題が多いと認識しており、その一方で現状の8分岐単位の接続料設定で競争が進展しているものと理解しています。</p> <p>よって、まずは第4章の線路施設基盤の開放による設備競争の活性化・サービスの差別化を図ることにより、更なるブロードバンドの普及を目指すことを優先し、分岐回線単位の接続料及びその種類の検討については慎重にかつ自らの設備による競争を損なわないよう十分に留意することが必要と考えます。</p>
	<p>第4章 線路敷設基盤の開放による設備競争の促進</p>	<p>1 電柱・管路等の使用に関する手続の簡素化・効率化等</p>	<p>電柱・管路等の線路基盤の更なる開放による借りやすさや係る工数及び借用維持管理コストの低減は、設備競争事業者のネットワーク敷設インセンティブに直結することであり、ブロードバンド普及促進の大きな原動力となります。</p> <p>本案では電柱の借用における調査回答に際して、当社要望の使用不可時の代替案提示等について「希望する電気通信事業者による使用を最大限可能とすることに努めるべき」見解が述べられたことを歓迎いたします。</p> <p>ついでには、適切なガイドラインの手当てにより、使用不可時の理由及び代替案の提示を早期にルール化するよう要望いたします。</p> <p>加えて簡素化の目的に沿った運用の実現のため、設備保有事業者の統一した運用のご指導をお願いいたします。</p> <p>なお、本案では記載がありませんが、総務省管轄の自治体管路についても同様にオープン化を推し進めていただくことを要望いたします。自治体クラウド等を活用したデータベース化・手続きの電子化等により設備競争の活性化に資すると考えるため、是非ともご指導をお願いいたします。</p> <p>今後とも当社主張の手続きのワンストップ化に向け、更なるオープン化の推進をお願いいたします。</p>

	<p>第5章 今後の市場環境の 変化等を踏まえた 公正競</p>	<p>1 公正競争環境 の検証の在り方</p>	<p>本案について事前規制から事後規制に移る中、検証制度を拡大しルールの特組みにつなげることに賛同いたします。</p> <p>しかし、動きの速い当業界では、当社の従前からの主張通り将来的には常設の機関による監視が適当と考えます。新サービスの展開や企業連携は随時行われ、かつ不可逆性の高い特性により時間の経過とともに大きな問題となりうるからです。</p> <p>については、本案の検証制度について、まずは事業者等の意見を随時受け、内容に応じ臨機にオープンな検討を行う等状況に応じた制度の構築を要望いたします。</p> <p>なお、検証制度については特にグループドミナンス排除の観点から、以下の項目のガイドライン化をお願いいたします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事実上排他的なグループ内各種サービス、特に各ドミナント事業者サービスのセット割引での連携行為</li> <li>・ 事実上排他的な同一ブランドを用いた一体的な営業行為</li> <li>・ 資本関係のない緊密な取引先による禁止行為規制の潜脱行為</li> <li>・ 放送業への実質参入行為</li> </ul>
		<p>2 今後の市場環境 の変化等を踏ま えた競争ルール の特組み</p>	<p>持株会社方式によるNTT再編は、当初よりグループ全体としての市場支配力が強化され、公正競争が阻害される危険性が指摘されておりました。このためにNTTの在り方については、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ グループ内各社の経営の自主独立性の確保</li> <li>・ グループ内各社による相互競争の実現</li> <li>・ NCC等の競争事業者との間の公正競争の推進</li> </ul>

		<p>により各自業者がダイナミックな事業展開をすることにより、通信事業全体の活性化を達成することを基本として検討すべき「IT 革命を推進するための電気通信事業における競争政策の在り方についての第一次答申～IT 時代の競争促進プログラム～」(H.12.21 電気通信審議会)</p> <p>とされました。</p> <p>にも係わらず、NTT の中期計画では持株会社による一体化が加速されている状況のため、総合的な市場支配力に着目した規制等禁止行為規制を強化すべきだったことは当然のことと考えます。</p> <p>しかし、幾度の機会があったにも係わらず、現状は未だ有効な手当てを行ってません。</p> <p>この結果、特に固定市場の競争環境は停滞し、「光の道」構想実現の障害にもなっていると考えます。</p> <p>加えて「「光の道」構想実現に向けて とりまとめ」やその工程表に検討が明記された、有効な方法である当該規制の検討について本案では全く具体化されていない状態です。</p> <p>当社は従前より公正競争確保のためにはドミナント規制こそが最重要政策であると主張しておりますが、当該規制についてまずは総務省と公正取引委員会が作成した「電気通信事業分野における競争の促進に関する指針」によるグループドミナンスの事例を具体化し現状の歯止めを図るとともに、総務省にて責任を持って専門委員会を設置し、他レイヤーへの影響を含めたNTTグループ全体の市場支配力を検証し、ルールを策定・導入することが必要と考えますので、速やかな実施を是非ともお願いいたします。</p>
--	--	--